

斎藤整形外科通所リハビリテーション 利用同意書（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、各都道府県要綱の規定に基づき当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 斎藤整形外科
事務所の所在地	〒772-0012 徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜217
代表者（職名・氏名）	理事長 斎藤 義郎
電話番号	088-685-5811

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	斎藤整形外科
サービスの種類	通所リハビリテーション
事業所の所在地	〒772-0012 徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜217
電話番号	088-685-5811
管理者氏名	石川 由岐子
通常の事業の実施地域	鳴門市 ※ それ以外の地域は要相談

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者の心身の状況及び置かれている環境の把握に努め、心身機能の維持回復を図り日常生活の自立に役立つよう適切なサービス提供を行うことを目的とする。
運営の方針	事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

事業者が設置する事業所（通所リハビリテーション）に通っていただき、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い利用者の心身機能の維持・回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日（午前） 休業日：土曜日（午後） 日曜日 祝日 お盆・年末年始
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	
管理者	1名以上	事業所の統括管理
医師	1名以上	診察・指導・助言・指示
看護職員又は 介護職員	1名以上	利用者の体調管理・健康上の助言

理学療法士及び 作業療法士	5名	運動機能・日常生活能力維持・向上を目的とし機能訓練・援助等
------------------	----	-------------------------------

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員及びその管理責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 石川 由岐子
担当職員の氏名	責 任 者 濱田 圭司

8. 利用料

(1) あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【 通常規模 】 1割負担利用料金 (円)

提供時間	1～2時間
	基本料金
要介護1	369
要介護2	398
要介護3	429
要介護4	458
要介護5	491

その他加算

退院時共同指導加算 600円/回

リハビリテーションマネジメント加算(イ)

同意日の属する月から6ヵ月以内 560円/月
6ヵ月超 240円/月

リハビリテーションマネジメント加算(ロ)

同意日の属する月から6ヵ月以内 593円/月
6ヵ月超 273円/月

医師が利用者に説明し同意を得た場合 270円/月

短期集中リハビリテーション実施加算 110円/日

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の66/1000

送迎減算 -47円/回

※ 介護予防通所リハビリテーションの利用料

1割負担利用料金 (円)

	基本料金
要支援1	2268
要支援2	4228

その他加算

退院時共同指導加算 600円/回

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の66/1000

(2) 支払い方法

利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直後の平日）に口座より引き落とします。取扱銀行：阿波銀行、徳島銀行
現金払い	サービスを利用した月の翌月の11日以降より現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び各市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所 相談窓口	責任者 石川由岐子 ・ 担当者 濱田圭司 電話番号 088-685-5811
-------------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	各市町村役場 ()	電話番号 ()
	徳島県国民健康保険団体連合会	電話番号 088-666-0117

(3) 第三者委員でも相談を受け付けています。

第三者委員	担当者 磨見伸矢（磨見社会保険労務士事務所） 電話番号 088-679-6940
-------	---

12. 虐待防止に関する相談窓口

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。虐待防止のための委員会を開催し、事業所職員に周知徹底を図ります。虐待防止の指針を策定しています。

また、事業所職員に対して、虐待を防止するための研修を実施します。サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関連機関に通報します。

(1) 当事業所虐待相談窓口

事業所 相談窓口	責任者 石川由岐子 ・ 担当者 濱田圭司 電話番号 088-685-5811
-------------	---

(2) 当事業所以外に第三者委員でも相談を受け付けています。

第三者委員	担当者 磨見伸矢（磨見社会保険労務士事務所） 電話番号 088-679-6940
-------	---

1 3. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷行為等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

1 4. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いることについても必要最小限の範囲で同意します。

1 5. 非常災害対策

事業所は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

1 6. 衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。